

(法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の事業報告書」)

令和 5 年度 事業報告書

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

NPO法人 結の会

1 事業の成果

・以下の事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受 益 対 象 者 の 範 囲 及 び 人 数
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ・農畜産物の生産加工販売 ・その他、第 3 条の目的を達成するために必要な事業 	<p>【B 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談及び支援 ・生産活動 ・施設外就労 ・訪問支援 ・工賃の支給 ・野外活動 ・健康管理 <p>【生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・生産活動 ・創作的活動 ・工賃の支払い ・欠席時の対応 ・訪問支援 ・野外活動 ・排泄 ・介護 ・健康管理 	<p>【B 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供日は月曜から金曜までとする ・サービス提供時間は午前 9:00 から午後 4:00 までとする <p>【生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供日は月曜から金曜までとする ・サービス提供時間は午前 9:00 から午後 4:00 までとする 	<p>【B 型】</p> <p>宇和島市三間町増田 43 番地</p> <p>【生活介護】</p> <p>宇和島市三間町増田 20 番地</p>	<p>23 名</p>	<p>【B 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労経験があるものであって、年齢や体力面で一般企業に雇用される事が困難となったもの ② 就労移行支援事業を利用した結果、B 型の利用が適当と判断されたもの ③ ①、②に該当しないものであって、50 歳に達しているもの、または障害基礎年金 1 級受給者 ④ 上記に該当しないものであって、地域に一般就労の場や A 型の事業所による雇用の場が乏しく、雇用される事又は、就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と市長が判断したもの <p>定員：20 名</p> <p>【生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分が区分 3 以上である者 ② 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 以上の者 <p>定員：10 名</p>